

令和5年度 大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の事業計画書の作成にかかるFAQ

第1版

2023.6.16

No.	項目	質問	回答
1	診断書(判定書)等	各種手帳類の写しを診断書等として提出してもよいか。	問題ありません。 障がい種別が確認できる身体障がい者手帳類の写しを提出する場合は、診断書の提出は不要です。
2	診断書(判定書)等	医師又は臨床心理士等からの診断書(判定書)・意見書(判定書)は、府から示された様式を必ず使用しないといけないのか。	原則として、府から示した様式で作成を依頼してください。 発行者や発行機関による任意の様式を添付書類とすることも可能です。その場合はできるだけ、府様式の各項目を記載いただくよう医師等に依頼してください。 また、医師以外が発行した意見書(判定書)の場合は保護者の署名が必要になります。
3	診断書(判定書)等	意見書(判定書)の作成者は市町村の保健センターや支援センターの先生(医師ではない)でも認められるか。	市町村の保健センターや支援センターの有資格者からの意見書も添付書類として認められます。
4	診断書(判定書)等	意見書(判定書)の様式中「判定機関等の名称、所在地、判定部署名」については、必ず記載しなければならないか。	「大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる事業計画書【調査2】作成上の注意」に記載のとおり、診断書等については、「発行者(機関(長))名もしくは医師等氏名の記名・押印」が必要ですが、「判定機関等の名称、所在地、判定部署名」については、該当が無い場合、必ずしも記載を求めるものではありません。
5	診断書(判定書)等	園から新様式を示す前に保護者が診断書を取得しているが、この診断書は、添付書類として認められるか。	問題ありません。 ただし、障がいの種別や程度等、補助金の審査に必要な情報が不足している場合は、府から園に連絡し、追加で情報提供を依頼することがあります。 なお、既に取得済みの場合でも令和4年10月から令和5年9月末日までに発行されている必要があります。
6 新規	診断書(判定書)等	書類の作成時期が前年度10月からとなっているが、その理由は。	これまで医療機関や相談機関の予約が困難な状況になっていることから、園から業務を受託している臨床心理士等が作成する負担が増大していることから負担の軽減を図るため、かかりつけの医療機関や相談機関での受診等の機会を増やすことを目的に見直しております。 今回の見直しの目的を踏まえて、医療機関や相談機関への相談について、ご協力をお願いします。
7 新規	診断書(判定書)等	書類の作成時期について、令和6年度以降の取り扱いはどうなるのか。	改めて通知します。
8	診断書(判定書)等	医師以外用の意見書(判定書)について、保健センターや臨床心理士から「通常保育できる」等の判断ができないと言われている。どうすれば良いか。	判断ができない場合は、任意の様式を用いて、所見や支援(配慮)の必要性、園児の状況を客観的に記載するよう依頼してください。
9	診断書(判定書)等	児童発達支援等を利用するための通所受給者証は添付書類として認められるか。	認めることができません。
10	診断書(判定書)等	療育施設の支援計画は添付書類として認められるか。	認めることができません。

令和5年度 大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の事業計画書の作成にかかるFAQ

第1版

2023.6.16

No.	項目	質問	回答
11	対象園児	様式1-2において対象園児として記載していたが、事情により取り消す場合、代わりに新たな園児を対象とすることは可能か。	不可です。 提出期限以降の対象園児の追加および入替えは受け付けることができません。
12	補助対象経費	加配を受ける園児が預かり保育を受ける予定で教育時間とは別の教員を1名配置するが、その人件費は補助対象経費に含めていいか。	教育時間外においても教育上特別な配慮を行っている(加配教員の配置など)場合は、補助対象経費に含めることができます。
13 修正	補助対象経費	災害や感染症が発生し、臨時休園等を行った。園児は登園していないが、当該園児の特別支援教育の体制を整え、休園中も必要に応じて電話連絡等の対応をとっていた。副申書記載の特別支援教育を必ずしも行っていたわけではないが、休園期間中の人件費についても、補助対象経費に含めて差し支えないか。	当該園児への教育上特別な配慮等を行うために必要な経費であれば、補助対象経費に含めることができます。
14 修正	補助単価	災害や感染症が発生し、臨時休園等を行った。対象園児は登園していなかったが、その場合も補助単価は同額が支給されるのか。	支給されます。令和5年度の補助単価は、令和6年3月頃の国通知を踏まえた府通知でお知らせする予定です。
15	提出期限	必要書類について、保護者側の事情等により提出期限までに作成できない場合、期限を延長してもらえないか。	副申書及び診断書等については、特段の事情があり、期限までの取得が困難な園児がいる場合は、幼稚園振興グループまでご相談ください。事情により、一定程度、提出時期を考慮できる場合があります。 ただし、それら以外の各書類については、提出期限を厳守してください。 提出期限までに事業計画書の提出がない場合は、申請予定のないものとみなし、以降の提出は受け付けることができません。
16	予定園児数	6月30日までにインターネット申請により回答した対象園児数と、紙媒体で提出する調査票の園児数は一致しなければならないのか。	必ずしも一致させる必要はありませんが、インターネット申請で回答した園児数を上回った人数を調査票に記載することは認められません。
17	特別支援教育担当職員	当該補助金を支給する上で特別支援教育担当職員には、園長及び学級担任は含まれないとのことだが、園長は基礎資料上の専任園長欄に記載がある者のことか。	お見込みのとおりです。 なお、職名は異なるが実質的な園管理業務を担っている者がいる場合、園において特別支援教育と園の管理業務の区別について合理的な説明ができるようにしてください。
18	特別支援教育担当職員	加配を受ける園児が預かり保育を受ける予定で教員を1名配置するが、預かり保育の教員数にカウントしても良いか。	府が交付する補助金の取り扱い上、専任教員が預かり保育事業と特別支援教育事業の両方に従事することは可能ですが(学級担任を除く)。 ただし、それぞれの補助金の補助対象経費が重複しないよう、対象経費となる人件費を時間数で按分する等、合理的に説明できるようにしてください。